

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000363 福島県セキュリティアクラウド接続業務委託
	履行場所	情報政策課
	種類	物品販売
	概要	福島県が構築するインターネット関連のセキュリティサービス（セキュリティアクラウド）に本市のネットワークを接続することで、職員が利用するインターネットに対するセキュリティの向上を図る。
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部
	代表者	部長 宮沢 繁
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>福島県が構築するセキュリティアクラウドへ接続するためには、本市のイントラネットに係る機器類の設定等を変更する必要があるが、これら設定の変更を行えるのは、本市のイントラネットの保守業者である上記業者のみであることから、上記業者との随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [総務部 情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000375 南相馬市光ケーブル支障移転業務委託
	履行場所	小高区女場字山田地先
	種類	委託
	概要	東北電力所有の電柱に添架している市保有の光ケーブルの支障移転
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部
	代表者	部長 宮沢 繁
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>超高速インターネット環境管理運営事業を行うに当たって、IRU契約の締結事業者の選定をプロポーザル方式により行った経過があり、提案の内容等から東日本電信電話(株)福島支店(現 東日本電信電話(株)ビジネス&オフィス営業推進本部福島法人営業部門)とIRU契約を締結することとなった。この契約の中(プロポーザルの内容)には光ファイバ網に関する保守・修繕についての提案も含まれていたことから、東日本電信電話(株)ビジネス&オフィス営業推進本部福島法人営業部と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [総務部 情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 3 7 7 市民文化会館昇降機修繕業務
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目 地内
	種類	
	概要	市民文化会館昇降機修繕のため、経年劣化した手すり及び手すり駆動・従動ローラを交換する。
相 手 方	名称	株式会社日立ビルシステム 東北支社
	代表者	支社長 備前秀一
	所在地	仙台市青葉区一番町三丁目1番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当該業者は、該当施設昇降機の製造及び施工業者であり、該当業者以外履行しえないことから、随意契約するものです。	
工事等担当課名 [文化スポーツ課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 3 7 9 農道大原 24 号線簡易舗装業務委託
	履行場所	南相馬市原町区大原字樋場地内
	種 類	業務委託
	概 要	未舗装道路部分の簡易舗装を行い、車両走行時や歩行時の安全性を向上させるため。(施工延長 L = 260m)
相 手 方	名 称	太田建設株式会社
	代 表 者	代表取締役 太田朋彦
	所 在 地	南相馬市原町区区深野字台畑 7 番地の 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、農道改良工事や、計画路線で対応ができない未舗装道路部分について、通常の施工管理を要さない簡易的な舗装業務を委託し、車両走行時や歩行時の安全性を向上させるものである。そのため、諸経費については通常の舗装に比べて 3 分の 1 程度の費用に圧縮しており、最も効果的に業務を行うことができる当該業者と随意契約をするものである。</p>	
工事等担当課名 [農林整備課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000383 南相馬市無線局登録点検業務委託
	履行場所	南相馬市役所
	種類	業務委託
	概要	東北総合通信局による無線局定期検査を行うため、定期検査に対応した点検業務を委託する。
相手方	名称	NEC ネットズエスアイ株式会社 福島営業所
	代表者	所長 高山 祐亮
	所在地	福島県福島市本町5番5号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項8	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、無線局の定期検査において機器を再設置し、システムの動作確認を行うため、点検対象となる機器の設置事業所である本事業所以外には対象機器を取り扱うことが不可能であることから、本事業所と随意契約を行うものである。</p>	
工事等担当課名 [復興企画部 危機管理課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000388 「鶏足神社の浜下り」記録映画作成業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区北海老・南海老
	種類	映像記録制作
	概要	12年に一度行われる「鶏足神社の浜下り」を記録・撮影し、解説ナレーションとスーパーを入れて編集・構成し、長編30～40分、短編10分前後の映像記録を制作する。また、長編をDVDに100枚コピーする。 成果品：マスターテープ 長編・短編各1本、サブマスターテープ 長編・短編各1、確認用DVD各3枚、元素材1式、DVD長編のみ100枚
相手方	名称	株式会社 福島映像企画
	代表者	代表取締役社長 村田俊幸
	所在地	福島市森合町14番6号第二福島トヨタビル5F
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成29年3月25日～26日、12年に一度の祭礼行事について撮影、編集・映像記録作成を行うものである。</p> <p>当該業者は、これまで県内の民俗芸能や民俗文化財の映像記録制作に熟練していること、福島県内で記録映像を作成する業者が他にないこと、また南相馬市においても過去に完成度の高い映像記録を作成した実績を有していることから、随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { 文化財課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000389 南相馬市フォローアップ除染作業業務委託
	履行場所	除染対策課
	種類	業務委託
	概要	除染を終了した宅地等において、除染の効果が維持されていない或いは放射性物質の取り残しのあった箇所について除染等の措置を実施する。
相手方	名称	竹中工務店・竹中土木・安藤ハザマ・千代田テクノル共同企業体
	代表者	株式会社竹中工務店東北支店 執行役員支店長 八木下知己
	所在地	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目4番33号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、「南相馬市除染実施計画」に基づく除染を終了した宅地等の事後モニタリングの結果を受け、除染の効果が維持されていない或いは放射性物質の取り残しのあった箇所について除染等の措置を行う業務であり、現在、当該事業者に委託している「南相馬市除染作業及び除去土壌等の保管管理業務」に関連した業務であることから、本業務を円滑に遂行するためには、専門的な知識や技術、業務への習熟が要求されるため、当該事業者との随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [除染対策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000392 雫浄化センター高濃度残留塩素コントローラ修繕
	履行場所	雫浄化センター
	種類	物品修繕
	概要	高濃度残留塩素コントローラ修繕
相手方	名称	テスコ株式会社
	代表者	代表取締役 小林 千尋
	所在地	東京都千代田区西神田一丁目4番5号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>高濃度残留塩素コントローラ修繕においては、機器の部品の交換だけでなく、流量調節部を、施設内の他の機械、電気設備と互換性を持たせるため、現場制作する必要があることに加え、塩素流入量を連続測定による校正を行う必要があることから、他の業者では出来ないことから、施設管理業務を行っている当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [生活環境課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 3 9 4 広域消防鹿島分署整備事業消防無線移設業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島江垂字大六天 1 2 2 番地 外
	種類	業務委託
	概要	広域消防鹿島分署の建設に伴い、現鹿島分署に設置されている消防救急デジタル無線及び高機能消防指令施設に係る署所用機器を移設し、新鹿島分署に適合するための一部改修及び設定変更などを行う。
相手方	名称	株式会社日立製作所 東北支社
	代表者	支社長 星野 達朗
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町 4 丁目 1 番 2 5 号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、広域消防鹿島分署建設に伴う現分署からの無線設備移設業務である。本業務においては、広域消防本部管内で採用している消防無線設備は上記業者の製品であり、対象設備を熟知していることによる、迅速かつ的確な消防無線設備の移設及び改修並びに管内無線設備との連携調整を行うことができるのは上記業者のみであることから、当該業務委託は上記業者との随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名〔危機管理課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000397 ごみ焼却処理施設ごみクレーン油圧バケット修繕
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松 地内
	種類	修繕
	概要	ごみクレーンの油圧バケットが故障し、焼却運転が停止している状況であることから、早急に油圧バケットの交換修繕を行い、直ちに運転の回復を図る。
相手方	名称	東洋ホイスト株式会社
	代表者	支店長 鈴木 正人
	所在地	東京都大田区大森北1-1-5
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	当クレーンは当該業者の製造機器であり、型式が古く、すでに生産終了となっていることから他業者から部品等の調達が可能であること、また、クレーンが動かないことにより、ごみ焼却が行えない状況であり、緊急に対応する必要があることから、同業者との随意契約といたしたい。	
工事等担当課名 [生活環境課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000398 南相馬市生活保護等版レセプト管理システム更新業務委託
	履行場所	南相馬市健康福祉部社会福祉課
	種類	業務委託
	概要	現在運用しているシステムは、導入から5年が経過し、老朽化に伴う故障が懸念される一方、サーバ部品等が調達困難なため保守も見込めないことから、新システムへ更新する。
相手方	名称	株式会社 エフコム
	代表者	代表取締役社長 瓜生 利典
	所在地	福島県郡山市堤下町 13-8
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該サービスは、厚生労働省から委託された富士通エフ・アイ・ピーが開発したもので、その子会社である株式会社エフコム以外、県内で対応できる業者がないため。</p>	
工事等担当課名 { 社会福祉課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。